

1 改定に関する基本的な考え方

(1) 改定の趣旨

平成30年度の国保制度改革により市町村国民健康保険が県単位化。県と市町村が一体となり共通認識の下で事業を実施するため、「大分県国民健康保険運営方針」を策定。

現在まで概ね順調に制度は運営されているものの、今後、現役世代が減少し保険者規模が縮小していくことを見据え、安定的な財政運営を確保し、県単位化の趣旨の更なる深化を図るため、令和6年度以降の運営方針を策定する。

(2) 対象期間 令和6年度から令和11年度まで（6年間）

(3) 根拠規定 国民健康保険法第82条の2

2 県国保の現状と課題

(1) 被保険者数

(2) 医療費

(3) 財政状況

3 主な改定内容

現行の運営方針をベースに、主に以下の内容を反映させて運営方針を改定

① 国民健康保険法の改正（令和6年4月施行）による必須記載事項

運営方針への記載が必須とされた以下の事項については本県の運営方針には記載済み

- ・ 医療費適正化の取組
- ・ 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

→ 国保財政の安定的運営の確保及び県単位化の趣旨の更なる深化を図るため、上記の2項目に加えて「保険税の徴収の適正な実施」について今後取組を強化

② 「保険税水準の統一」に関する記載の拡充

将来的に市町村国保制度の運営を維持していくため、市町村相互で支え合う仕組みである統一保険税の導入に向けて市町村と協議し、市町村と合意した事項を記載

③ 「医療費適正化に向けた取組」に関する記載の拡充

今後の医療費適正化計画等の改定に併せて、当該計画等の内容と整合するよう記載の内容を拡充

○このほか、国の「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」（令和5年6月）を参考に記載内容を変更し、各データについては最新のものに更新

○第1章 運営方針策定の趣旨等

1 趣旨

- ・平成30年度の広域化以降の状況に関する記載を追加
- ・国保制度の安定的運営に向け、今後解決すべき課題として保険税水準の統一や医療費適正化、事務の広域化・効率化などを記載

2 策定根拠

変更なし（根拠規定：国民健康保険法第82条の2）

3 対象期間

- ・対象期間は令和6年度から令和11年度までの6年間であることを記載
- ・おおむね3年ごとに本運営方針に基づく取組状況について分析及び評価を行い、必要な場合には運営方針の見直しを行うことを明記
（国民健康保険法の改正（令和6年4月1日施行）に対応）

4 他計画等との関係

変更なし

○第2章 市町村国保の現状と課題

- ・現行の運営方針の「1 被保険者数及び世帯」と「3 所得」を統合し、「1 被保険者数、世帯及び所得」とする。4以降は順次繰上げ（項目の整理）
- ・状況については最新のデータに更新

○第3章 医療費及び財政の見通し

1 医療費の見通し

- ・各指標については計画の最終年度である令和11年度まで実施
- ・「被保険者数の見込」については、現行の運営方針で活用している **社人研の地域別将来推計（令和2年度国勢調査結果反映）** が本年中に公表予定のため、その状況を踏まえて更新予定
- ・「一人当たり医療費の見込」については、新型コロナの影響を排除するため令和3年度及び令和4年度の実績を元に算出

2 財政状況の見通し

- ・令和4年度に決算補填等目的の一般会計繰入が県内全市町村で解消された旨を記載

○第4章 市町村における保険税の標準的な算定方法 **及びその平準化に関する事項**

- ・「保険税水準の統一に向けた検討」をこの章に追加するため、章名に「平準化に関する事項」を記載

1 保険税賦課の現状

- ・賦課方式は県内全市町村で3方式（所得割・均等割・平等割）を採用していることを記載
- ・賦課限度額は県内全市町村で国民健康保険法施行令に規定された金額と同額に設定されていることを記載

2 制度改革後の保険税算定の基本的な考え方

- ・ 基本的に変更なし（広域化の前後による表記の変更のみ）

3 保険税水準の統一に向けた検討 ※今回、追加項目

今後、市町村との協議が整い次第、合意した内容に基づいて以下の項目を記載する予定

- (1) 統一に向けた基本的な考え方
- (2) 統一の目標年度
- (3) 医療費指数反映係数 α の設定
- (4) 標準的な算定方式の設定
- (5) 応能割と応益割の割合の設定（所得係数 β の設定）
- (6) 標準的な収納率の設定
- (7) その他の公費等の設定

4 国保事業費納付金の算定方法

- ・ 保険税水準の完全統一までの納付金算定方法（ \equiv 現行の算定方法）について記載
- ・ 応能割と応益割の設定（所得係数 β の設定）については、現行の方式（ β = 国の示す値）を採用することを記載

4 国保事業費納付金の算定方法

- ・医療費指数反映係数 α については保険税水準の完全統一を見据えた納付金ベースの統一($\alpha = 0$)に向けて、どのように引下げていくかを市町村と協議中(合意内容を記載予定)
- ・現行の運営方針に記載している「(6)激変緩和策」については、広域化以降、令和5年度まで実施される暫定措置であるため削除

5 標準保険税率の算定方法

- ・完全統一までの標準保険税率算定方法(≡現行の算定方法)について記載
- ・所得係数 β については現行の方式($\beta = 1$)を採用することを記載
- ・標準的な収納率の設定については現行の方式(現年度分直近3か年平均)を採用することを記載
- ・現行の運営方針に記載している「(5)将来的な保険税率」については、「3 保険税水準の統一に向けた検討」に別途、項目を追加して記載するため削除

6 大分県国民健康保険財政安定化基金の活用

- ・(4)の項目を、令和4年度に新たに追加された「**財政調整事業分**」に変更
- ・基金の「**財政調整事業分**」については、医療費水準の変動や前期交付金の精算による納付額の発生等による**各市町村の納付金の著しい上昇の抑制のため活用**する旨を記載

7 財政収支の改善

- ・令和4年度に県内全市町村で赤字が解消されたことを踏まえ修正
- ・今後、新たに法定外繰入を行なう市町村が発生した場合の対応（赤字の計画的、段階的解消）について記載

○第5章 県と市町村の歳入・歳出両面における取組

1 基本的な考え方

- ・市町村事務の効率化を図る「市町村事務処理標準システム」は、既に県内全市町村で導入済みであることを記載

2 保険税の徴収の適正な実施

- ・納付環境の整備において「ペイジーの導入」を「キャッシュレス決済の導入」に変更
- ・令和6年度秋に予定されている保険証廃止により、現行の短期被保険者証が廃止されるため、その部分に関する記載を削除

3 資格管理及び保険給付の適正な実施

- ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する記載を追加

4 健康寿命の延伸・医療費適正化に向けた取組

- ・次期医療費適正化計画及びデータヘルス計画の策定状況等を踏まえ、必要な修正を実施

5 市町村国保事業の標準的、広域的及び効率的な運営の推進

- ・ 国の「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」を参考に、項名に「標準的」を追加
- ・ 「市町村事務処理標準システム」は、法に基づく標準化基準に対応してガバメントクラウドへの実装等が義務づけられているため、その旨を記載

○第6章 運営方針の推進体制

- ・ 基本的に変更なし（広域化の前後による表記の変更のみ）

○資料編1 市町村国民健康保険市町村別データ集

- ・ 最新のデータに更新

○資料編2 大分県国民健康保険運営協議会など

- ・ 国保法の改正（令和6年4月1日施行分まで）を反映
- ・ 国民健康保険法施行令については交付され次第反映
- ・ 「大分県国民健康保険運営協議会委員名簿」は別途公表されているため削除